

消防法の一部を改正する法律の公布について

この度、大規模な建築物その他の工作物における地震等の災害の防止を図るため、別紙1のとおり消防法の一部改正を行うとともに、別紙2のとおり各都道府県知事等あて通知することとしましたので、お知らせします。

(制度改正の概要については、別添資料も併せて御参照ください。)

改正の概要

1 地震災害に対応した防災体制の整備

地震による被害の軽減のため、地震に対応した消防計画の作成など、地震災害に対応した防災体制を整備するための制度を導入することとする。

2 自衛消防組織の設置

災害時の応急対策を円滑に行い、防火対象物の利用者の安全を確保するため、自衛消防組織の設置を義務付けることとする。

3 対象となる大規模・高層の建築物等（政令で規定）

以下の用途と規模の両方を満たすものを対象とする予定

- ① 用途：百貨店、旅館、病院、地下街など、不特定多数の者や自力避難が困難な者の利用に供されるもの等
- ② 規模：避難誘導等の応急対策に当たり、組織的・計画的な対応が必要となり、防災センターを中心とした一元的な指揮命令システムを有する以下の規模のもの。
 - ・ 延べ面積5万㎡以上
 - ・ 5階以上、延べ面積2万㎡以上
 - ・ 11階以上、延べ面積1万㎡以上
 - ・ 延べ面積1千㎡以上の地下街

4 施行期日（政令で規定）

公布日（平成19年6月22日）から2年以内に施行

【連絡先】消防庁予防課

長谷川課長補佐・宮路事務官

Tel 03-5253-7523（直通）

Fax 03-5253-7533

Mail t2.miyaji@soumu.go.jp